

大分県立図書館の昨年一年間を振り返って

高山直也

私が昨年4月に大分県立図書館長として赴任してきてからやがて9ヶ月がたとうとしています。この間のことを少し振り返ってみたいと思います。

遠隔地返却

着任早々判断を求められたのは遠隔地返却問題でした。遠隔地返却というのは遠隔地の利用者が大分県立図書館から借りた本を最寄りの図書館をとおして返却できるようにできないかということです。この問題は前館長の西来路さんのときから検討を重ねてきた問題で、結論が出せないまま私に懸案事項として引き継がれたのですが、課長会議ではどちらかという慎重論のほうが多かったと思います。要するに予算の裏づけがないままそういう新規の事業(は大袈裟ですが)を始めたりすれば、自分で自分の首を締めることになりはしないかということ懸念したわけです。もちろんそういう気持ちはわからないではないのですが、逆にこれだけの利用者があつて喜ばれているという実績を示して、予算化してもらいやり方だつてあるわけです。

とにかく新参者の知らない強みで、やってみましょうと断を下しました。

つぎに記者発表をいつやるかということになったときに、ここでもまたあんまり早々とやらないほうがいだろうという慎重論が頭を擡げました。まだその体制ができていないのに大々的に宣伝して、もし対応できないような状況になったらどうするかとか、まず予算の頭出しをすることが先決なのに、早々とぶち上げたりしたら、財政に「現員でやれるじゃないか」と思われてしまうというわけでした。しかし試行は始めたが、利用者に積極的に知らせなかったために利用が少なく、本格実施は見合わせましたというのでは何のための試行かわからないことになります。そんな数字が客観的数字といえるのか、とにかく利用者に広く知ってもらわないことにはどれだけの需要があるかわからないから、できるだけ早く記者発表をやったほうが良いと、これも知らないものの強みで押し切りました。

記者発表をやったのは5月22日で、大分合同新聞、毎日新聞、朝日新聞の3紙がとりあげてくれました。これがきっかけになってNHKテレビからも出演依頼が来て、6月5日の夕方に情報ボックス「おおいの旬感人」で遠隔地返却試行のことや一村一館にむけての取り組み、県立図書館のホームページのコンテンツを充実させることや県内総合目録ネットワークを構築することの必要性、来年が創立100周年にあたっているのでぜひ100年史を出したいことなどを入江アナウンサーのインタビューに答える形で話をさせてもらいました。

おかげで遠隔地返却の試行は好評で、利用冊数も4月の38冊から5月109、6月374、7月254、8月510と増えていき、12月末までに2,711冊の利用がありました。

予算の頭出しができなくなることをみんなは心配したのですが、返却箱の費用や回収車の増発も平成14年度の予算で何とか認められそうです。

公開書庫

公開書庫というのは耳慣れないことばだと思います。

大分県立図書館は新館をつくるときに、二階の開架閲覧室に30万冊、一階書庫に100万冊、同公開書庫に30万冊の計160万冊収蔵できる計画を立てましたが、公開書庫については書庫がいっぱいになってきた段階でつくればいいたろうということで見送られたのでした。

ところでこの公開書庫というのは、新館ができるときにその建設準備室長をつとめられた相良浩さん（現大分県住宅供給公社理事長）のお話によると、新館計画のことで何かと相談に乗ってもらっていた杉並区立中央図書館長の佐藤政孝さん（大分県出身）からきたアイデアだということでした。新刊書も何年かたってあまり読まれなくなったからといってすぐに書庫に移してしまうのではなく、利用者が自由に出入りできて直接手にとって見ることができる、開架閲覧室と書庫の間みみたいなスペースが必要だという考え方であったようです。

大分県立図書館も新館オープンから7年たっいまや二階の開架閲覧室は満杯で、書庫にも移すスペースがなくなってきました。

この公開書庫の設置も懸案事項のひとつで、平成14年度から3年計画で作る案をまとめて出しましたが、平成14年度は大分県立芸術会館の収蔵庫のほうが優先するという見送られてしまいました。芸館の方は1年で終わるので、そのあとに計画を2年計画に改めて完成する予定です。

もしこの公開書庫が計画どおり平成16年度内に完成すれば、利用者は60万冊の本を直接手にとって見ることができるようになります。

県立図書館は今年の8月にホームページを一新し、それまでは蔵書検索は中小企業地域情報ネットワークのコロンブスに間借りの状態でしたが、今度の新しいホームページでは自前で蔵書検索ができるようになりましたし、コロンブスでは調べられなかった請求記号だけでなく、貸し出し状況もわかるようになっています。検索もずいぶんやりやすくなりました。しかしインターネットでどこからでも検索できるようになったといっても、本を直接手にとって見ることができるというのは大事なことで、そこから本との意外な出会いや発見があるわけです。

そういう意味で公開書庫というのはいいアイデアだと思います。

遠隔地返却も結局はおなじ考え方からきているといえると思います。遠隔地の利用者が県立図書館のホームページで検索した資料を最寄りの図書館をとおして県立から借り出すことはできるわけですが、大分市に所用で出てきたついでに県立図書館に立ち寄って、いまは30万冊ですが、公開書庫が完成すれば60万冊の中から自由に手にとって見れるというのはインターネットの蔵書検索には置き換えられません。ところが県立から借りるのはいいけれども、返却のためにまたわざわざ大分市まで出直さなければならぬということになると、面倒くさいので、そこであきらめてしまう利用者も結構多かったのではないかと考えて、遠隔地返却の試行に踏み切ったわけです。

100年史

今年は大分県立図書館の源流である大分県共立教育会附属大分図書館が明治35年3月に創立されてから100周年目にあたります。

記念行事の計画と、それから100年史をぜひ刊行したいと思いました。はじめはそんなものができるとみんな半信半疑のようでしたが、とにかく100周年記念事業検討委員会を作って予算要求することにしました。

非常勤職員を一人要求しましたが、財政がそれをすんなり認めてくれるとはこちらも期待していませんでした。

それに非常勤が一人つこうがつくまいが、中の人間が中心になってやらなければならないことに変わりはないし、100年史を編むことの意味は、正確な記録を残すということだけでなく、大分県立図書館がこの100年どういうサービスをおこなってきたかを検証することによって、これからの21世紀にむけて何がやれるかを考えるひとつの手がかりにすることだと思っていましたから、早く編集委員会を立ち上げて、実際の作業にとりかかってもらいたいと思うのですが、ここでも予算の結果がどうなるか見極めてからスタートすべきだという意見が出され、おまけに夏の繁忙期と重なったものですから、中でやれといわれてもとてもじゃないと反撃される始末でした。

やっと若手司書を中心に編集委員会を立ち上げたのが今年の12月で、月2回のペースで作業を進めていくことになりました。完成までに2年かかるか3年かかるかわかりませんが、いいものができればいいと思っています。またこれがきっかけになってみんなの中に問題を共有する意識が生まれることを期待しています。

コピー料金問題

コピー料金の問題も頭の痛い問題でした。

大分県立図書館では平成7年の新館オープンの際にコピー要員を予算化できなかったために、窮余の策として、県立図書館が事務局をつとめている県内公共図書館等連絡協議会がコピー業務をおこなう形をとって、臨時職員を雇ってやってきました。したがってコピー料金は人件費も含めた形で、白黒コピーは1枚30円となっています。

ところがいまみたいにコンビニなどで10円コピーが当たり前になってくると、当然利用者は30円は高いと感ずるようになります。事実意見箱にもそういう苦情がひんぱんに寄せられるようになりました。その都度図書館では値下げできないかどうか検討中であると答えてきました。

値下げをするには人件費については県で面倒を見てもらうしかないと考えて、コピー業務の県費移行を要求したわけですが、その必要性をどうしても理解してもらえませんでした。

昔はコピーにそれだけの費用がかかるなら仕方がないと納得していた利用者は、いまみたいに10円コピーが当たり前になってくると、「何だ、コピーは10円でできるんじゃないか」と思うようになります。「それなのにどうして図書館では30円もかかるんだ」と利用者から訊かれたときに、図書館としては説明ができないわけです。

図書館サービスは図書館法第17条によって本来無料公開が原則であるはずなのに、コピーサービスについてだけはサービス料をいただきますというのでは17条の趣旨に反すると思うのです。これまでコピーは無料であるべきか有料であるべきかといった原則的な議論はありましたが、そして多数意見は実費を徴収しても17条に違反するとはいえないということになっているようですが、実費といった場合に、材料費以外に人件費まで含めるのかどうかといった細かい議論はまだなされ

てきませんでした。

ところがそういう資料が存在しないということが行政を納得させる上で大きなネックになるわけです。行政の人間というのは物神崇拜的なところがあって、目に見えるものしか信じませんから、どこか文化庁なり権威ある学者なりが統一の見解を出していれば一も二もなく従うのですが、そういうお墨付が存在しないと、こちらがどう説明しようが、まずわかろうとしません。

彼らにとっては人件費をコピー料金に上乗せすることが図書館法17条に抵触するといわれても、それを裏付ける資料が存在しない以上は受け入れるわけにはいかないということなのでしょうし、何よりも30円でコピーをやっている図書館がまだ存在しているということが、そういう解釈の成り立たないことを示しているというわけです。ほかがどうなっているかということが常に判断の基準になっているのも彼らの特徴で、すべての図書館が10円コピーになればその必要性を納得するのでしょうか、まだ30円や20円でやっている図書館が存在するのに、何故いま大分県立図書館が値下げをしなければならぬのかわからないというのが彼らの考え方です。

しかし県費移行ができないからといっていまの状態を続けることはできませんから、値下げをするために4月からコイン式複写機を2台導入することにしました。

著作権問題

コイン式複写機で問題になるのは利用者のセルフサービス方式になったときに著作権法がきちんと守られるかどうかということです。著作権法第31条は複製物提供の主体はあくまでも資料の所蔵者である図書館としていますが、それは図書館がその公益的サービスの故に一定の条件のもとで著作権者の許諾なしに複製物を提供することを認められている代わりに、図書館にはその「一定の条件」を守る義務があるからです。

だから複写申込書に記入させてあとは利用者に自由にコピーしてくださいというようなことだと尻抜けになる恐れが出てくるので、そうならないためのチェック体制は必要だと思います。

その点参考になるのは東京都の多摩市立図書館で実行している方法です。

何故ここで多摩市立図書館が出てきたかという、多摩市立図書館は『土木工学事典』の一項目(全部で7頁)の複写を請求してきた利用者に対して、著作権法31条の公表された著作物の「一部分」という条件に反するとして断ったことから裁判に訴えられたということを知り、その記事にちょっと興味があったので読んでみたらコイン式複写のやり方も出ていたわけです(『判例時報』1531号<平成7.8.1>)。

この原告である利用者の言い分には、31条をもって利用者に図書館に複製物を提供させる権利を認めたものであるとか、多摩市立図書館が複写サービスのお知らせを掲示していることが利用者との間に予約契約を結んだことになるとか、無理なところが多くて、判決がそれらの主張をしりぞけたこと自体は当然のことだと思いますが、事典の一項目といえどもそれは立派な著作物であるから、その項目全部を複製することは31条に違反するという判断には、実際に図書館サービスをおこなっている側の人間として首肯できないものを感じます。

もちろんこの利用者のように『土木工学事典』は全体がひとつのまとまった著作物であって、それを構成する項目自体は「全体の著作物の連関性の下に包括吸収されて意味を有するもので独立

の著作物になるものではない」と主張することには無理があり、判決文のいっているように、「編集著作物であることによってその部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない」と考えるのが当然だと思います。

問題はその先です。

著作物であるということなら、『サラダ記念日』に収められている短歌一首だって立派な著作物です。短歌一首ぐらいなら書き写せばすむことですから、そういう問題はおこらないといわれるかもしれませんが、もし利用者が何首か載っているある1頁のコピーが欲しいといってきた場合、この判決の考え方だと31条に違反するからコピーはできないという理屈になります。

もちろんサラダ記念日の一首を染め抜いたサラダセットを商品化しようとする陶器会社が企画したような場合は、短歌一首だって立派な著作物ですから、当然著者にロイヤルティーを支払わなければなりません、31条にそれとおなじ考え方をあてはめるところに問題があるのです。

雑誌とちがって図書の場合は著作物の刊行形態はじつにいろいろで、一著作物で何冊にも分冊刊行される長編小説もあれば、いま例にあげた『サラダ記念日』のような編集著作物もあるわけです。31条という著作権制限規定が何のために設けられたのかということを考えるとき、そういう刊行形態のちがいを無視して、著作物というものを杓子定規にあてはめようとする、10冊からなる長編小説は5冊まではコピーできることになってしまいますし、その一方で百科事典などの一項目はコピーできないという矛盾が生ずることになります。どうしてこういう矛盾が生ずるかという、31条の主旨からすれば、「著作物の一部分」という表現は決して厳密正確な規定ではないのに、あたかもそれが厳密正確な規定であるかのごとく文理解釈一辺倒で押し通そうとするところからくるのだらうと思います。

ちょっと脱線しましたが、多摩市立図書館ではコピーを申し込みたい利用者はカウンターの職員にここをコピーしたいと口頭で申し込んで、それが31条の条件の範囲内であれば複写申込書に記入してもらって、枚数分のコインを職員が投入して、複写作業だけを職員の見ている前で利用者に行ってもらっているようです。これならコイン式複写機でも著作権が尻抜けになる心配はありません。これだけきちんとした対応をしている図書館だからこそああいう裁判みたいなこともおきたのだらうと思います。

(たかやま なおや 大分県立図書館)